

横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置に係る苦情処理手続要領

制定 平成29年4月10日 病病第70号

(趣旨)

第1条 横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置要綱（以下「措置要綱」という。）に基づく指名停止又は警告若しくは注意の喚起に対する苦情の処理に関する手続は、この要領に定めるところによる。

(対象となる措置)

第2条 本要領による苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 指名停止
- (2) 警告若しくは注意の喚起（以下「警告等」という。）

(期間の計算)

第3条 期間の計算については、民法（明治29年法律第8条9号）の期間に関する規定に従う。

- 2 期間の末日が、横浜市の休日を定める条例（平成3年12月条例第54号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。）に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

(苦情申立て)

第4条 第2条各号に掲げる措置を受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができる。

- 2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申立者の商号又は名称並びに住所
- (2) 申立てに係る措置
- (3) 申立ての趣旨及び理由
- (4) 申立ての年月日

- 3 苦情の申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 指名停止 当該指名停止の期間内
- (2) 警告等当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答)

第5条 横浜市病院事業管理者は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、横浜市病院事業管理者は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

(苦情申立ての却下)

第6条 横浜市病院事業管理者は、第4条第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立てについての教示)

第7条 横浜市病院事業管理者は、第5条第1項の規定による回答又は第6条の規定による却下をする場合には、第5条第1項又は第6条の書面に、再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(再苦情申立て)

第8条 第5条第1項の規定による回答に不服がある者は、書面により、横浜市病院事業管理者に対して再苦情申立てをすることができる。

- 2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 指名停止 当該指名停止の期間内（第5条第1項の規定による回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、第5条第1項の回答の翌日から起算して2週間以内）
- (2) 警告等 第5条第1項の規定による回答の翌日から起算して2週間以内

（入札等監視委員会に対する審議依頼）

第9条 横浜市病院事業管理者は、再苦情申立てがあったときは、速やかに横浜市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。この場合において、横浜市病院事業管理者は、当該再苦情に関する意見を委員会に送付するものとする。

（入札等監視委員会における審議）

第10条 委員会は、前項の審議の依頼を受けた場合は、定例会の日程等を勘案したうえで遅滞なく審議を行う。なお、当該審議は非公開とする。

2 前項の審議結果は、再苦情申立てがあった日から概ね50日以内に横浜市病院事業管理者に報告するものとする。

（再苦情申立てに対する回答）

第11条 横浜市病院事業管理者は、委員会の審議結果を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、再苦情申立てを行った者に対し、書面により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由
- (2) 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い横浜市病院事業管理者が講じようとしている措置の概要

（再苦情申立ての却下）

第12条 横浜市病院事業管理者は、第8条第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

（再苦情処理結果の公表等）

第13条 横浜市病院事業管理者は、第11条第1項の回答をしたときは、再苦情処理結果について公表するものとする。

附則

この要領は、平成29年4月10日から施行する。